

IFRS16号「リース」に関する一考察

— 貸手の会計処理に着目して —

A Study on IFRS 16 Leases: Accounting for Lessors

蒔 田 真 也

Shinya Makita

1. はじめに

2016年1月、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board: IASB）から国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards: IFRS）16号「リース」（以下：IFRS16）が公表され、また、2016年2月には、米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board: FASB）から会計基準アップデート（Accounting Standards Update: ASU）2016-02「リース（Topic842）」（以下：Topic842）が公表された。双方の基準が完全に一致したものとはならなかったものの、すべてのリースを借手の財務諸表上でオンバランスするというリース会計改訂の大きな目的は達成され、約10年¹をかけた最終的な成果物が公表されたことにより、リース会計基準に一定の方向性が定められた。IFRS16は2019年1月より、Topic842は2018年12月より、適用が開始されることになる。わが国においても、IFRS16とのエンドースメント作業が進められており、企業会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan: ASBJ）は、IFRS16を修正等ほしくない方向であるとの考えを示している。今後は、IFRS16とTopic842を中心としてリースの議論はなされていくことになると思われるが、基準が実際に適用される前の現時点においても、両基準に共通するものとして、リース部分と非リース部分（サービス）の区分が不明確との指摘があることや、IFRS16に固有のものとして、借手の会計処理について二つの会計モデルが望ましいとの意見もあること²、

貸手には従来の会計基準の取扱い（二つの会計モデル）が踏襲されたことにより、単一の会計モデルに移行した借手の会計処理との整合性に問題があるのではないかと指摘などがある。

本稿では、こうした意見・指摘の中から、貸手の会計処理に着目し、基準として完成された IFRS16 において、借手の会計処理との整合性に問題が生じているのかどうか、あるとすればどのような（性質の）問題であるのか、整理して検討する。なお、本稿は IFRS16 を中心に検討することとし、まず、IFRS16 におけるリースの捉え方から考えることにする。

2. リースにおける資産・負債の認識と認識の中止（消滅）について

2.1. IFRS16 におけるリースとは

IFRS16 では、リースを「資産（原資産）を使用する権利を、対価との交換により、一定の期間にわたり移転する契約」と定義している³。企業は、リースの契約時点において、契約がリースであるのか、またはリースを含んだものであるのかを評価しなければならない（IFRS16.9）。顧客（つまり借手）が次の両方を有している場合には、契約はリース、もしくは、リースを含んだものと判断される（IFRS16.B9）。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 特定された資産の使用による経済的便益のほとんどすべてを得る権利② 特定された資産の使用を指図する権利 |
|---|

なお、IFRS16 では、リースの定義と識別について、付録 B の詳細なガンダンスに加えて、フローチャート（IFRS16.B31）や設例での対応もしている。

従来の国際会計基準（International Accounting Standards: IAS）17 号「リース」（以下：IAS17）では、借手もファイナンス・リース（以下 FL）とオペレーティング・リース（以下 OL）にリースを分類していた。FL の借手におけるオンバランス処理は、資金を調達してリース対象となる資産を購入する取引との類似性を財務諸表に反映する会計処理であった。それに対し、OL に分類され

た場合、借手の会計処理はオフバランス処理として、サービス取引と類似する会計処理（リース料のみを費用処理する）が行われていた。そのため、オンバランス処理となるFLとの判定が重要であった。しかしながら、IFRS16では、例外規定である少額資産のリースまたは短期リースを除き、借手は使用権資産とリース負債を認識するオンバランス処理がなされる。すなわち、契約がリースであるのか、またはリースを含んだものであるのかの判定が重要性を持つことになる。

IFRS16では、借手について、定義のうえでは、リースの対象資産を使用する権利としている。すなわち、すべてのリースは資金調達を伴う「使用権資産」の取得として扱われている。リースの対象資産そのものではなく、リース対象期間における使用権について、その支配が借手に移ることに着目している。したがって、借手においてオンバランスされるのは、リース対象資産ではなく、その資産を、リースしている期間において使用することができる「権利（使用権）」のみとなる。その一方で、契約がリースであるのか、またはリースを含んでいるのかという、契約当初の判定については、リース対象資産を特定するという「物」の視点に着目している。リースする「物」を特定できるという点がリースであるのか否かを判定するうえで重要になっている。これはIAS17のもとにおけるIFRIC解釈指針第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」と概ね同様の内容となっている。ただ、この「物」に着目した視点と、使用権モデルの使用権という「権利」に着目した視点を組み合わせることにより、オンバランス化の範囲の拡大を可能としている。この点について菱山淳教授（専修大学）は次のように分析されている。

使用権モデルでは、リース取引が、借手に対して、リース期間にわたりリースされた資産を使用する権利を移転することに着目し、借手が認識するリース取引をリース物件それ自体の「物」の取引とみるのではなく、物件を使用する「権利」の取引とみる。そのため、リース物件の取得と同視できない取引であっても、リース物件を使用できる「権利」の取得があれば認識の対象となる。そのことにより、現行基準の基礎に置かれる「リスク・経済価値アプローチ」と比べオンバランスの範囲が拡大することになる。

具体的には、現行基準では「物」の取得と同視できないためオンバランスの対象とならない OL についても、使用权の移転が認められる限り認識の対象となるわけである⁴。

また、特定された「物」（リース対象資産）を使用することによって、経済的便益のほとんどを得られるのか、そして、その使用を指図する権利があるのかという点に関しては、「支配」の概念が強調されているとの指摘がある。「リターン（便益）の要素」と「パワー（支配）の要素」がリースであるか否かという判定において含まれており、これは国際財務報告基準 15 号「顧客との契約から生じる収益」（以下：IFRS15）においても用いられている要素であることが示されている。

IFRS15 では、企業（供給者）が、約束したはずの財またはサービス（すなわち、資産）を顧客に移転することによって、供給者が履行義務を充足した時に（または充足するにつれて）、収益を認識する、としている。ここで、資産が移転するのは、顧客が、当該資産に対する支配を獲得した時（または獲得するにつれて）（次の 2 つの要素を有する場合）である（IFRS15. 31, 33）。

- ・当該資産の使用の指図（パワーの要素）
- ・当該資産からの残りの便益のほとんどすべてを獲得する能力（リターンの要素）

このように、IFRS16、IFRS15 とともにパワーの要素とリターンの要素を要するという共通点が存在していることがわかる。但し、IFRS16 では、顧客が、資産の「使用」を支配する権利に着目しているのに対し、IFRS15 の収益認識では、顧客が、「資産」に対する支配に着目しているという違いがある⁵。

以上のことより、昨今改訂されている他の会計基準との間で、整合性ある考え方が採られていることがわかる。こうした「資産概念の中心（重き）」などに着目したリースに関する議論は、概念フレームワークの議論と併せて、以前から行われてきている。これに関しては、リース会計の変容についてまとめ、説明された次の図表 1 を参照されたい。

図表1 リース会計の論点

	判定基準	過去のアプローチ (ARB38号, APB5号)	現行アプローチ (日本基準, IAS17号, FAS13号)	ニューアプローチ (FASB, 1996, IASC, 2000, IASB, 2010)
所有権移転ファイ ナンス・リース	所有権移転条項 割賦購入選択権	割賦購入との整合性 [所有権の移転]	実質優先思考 [所有に伴うリスクと 便益の実質的移転] -所有権の実質的移転-	財産使用权 [将来の経済的便益 の獲得可能性]
所有権移転外ファ イナンス・リース	現在価値基準 経済的耐用年数基準			
解約不能オペレー ティング・リース	解約不能か否か			
セール・アンド・リースバック 資産概念の中心(重き)		独立取引処理法 所有		単一取引処理法 支配
資産の認識・中止の考え方		リスク経済価値アプローチ		財務構成要素 アプローチ

(出典:角ヶ谷典幸, 2015, pp.111)

過去のアプローチや現行のアプローチにおける資産の概念の考え方は、資産の「所有権」に着目したものであった。そのため、リースもそうした考えをもとにして、資産の認識を行っていた。つまり、リース資産が認識されるのは、所有に伴うリスクと便益の実質的移転がなされたときである(過去のアプローチでは割賦購入に類似したものとしてリース資産のオンバランスを正当化していた。すなわち「所有権の移転」に資産概念を置いていた。そのため、最終的に所有権が移転されない所有権移転外 FL に関しては、オンバランスを説明することができなかった。それに対して、現行のアプローチ (IAS17 など) では「所有権の実質的移転」として捉えることにより、所有権移転外 FL のオンバランスの正当化を説明している)。それに対して、図表中のリース取引関連のオフバランス項目のオンバランス化の議論の流れを生んだとされる G4+1 による報告書⁶などで示されたニューアプローチでは、リースについての資産概念の中心として「支配」に基づいた考えが示されている。こうした流れが形となったのが、IFRS16 ともいえるだろう。ただ、リースであるかの判定という点まで考えると、若干の変容が見られる部分もある。借手が取得する経済価値を、リース物件を使用収益する権利とし、リース物件そのものの法的所有権ではないとしている点については同様であるが、上述したように、リースであるかの判定においては「物」自体に着目するように IFRS16 は規定している点に特徴があるといえる。この点については、使用权資産の事後測定は、国際会計基準

「有形固定資産」16号（以下：IAS16）に基づいて、自己所有の有形固定資産と同様の方法で減価償却を行うとされている点からも導出されるといえるだろう⁷。すなわち、借手については、使用権という「権利」が移転したか否かという視点を導入したことにより、財務構成要素アプローチ⁸の考え方をとっている。つまり、リース資産そのものではなく、その中の使用権という資産の一部が移転して、借手に認識されることになる。リスク経済価値アプローチのように、一体（全体）の移転で考えていないため、オンバランスの範囲は拡大し、従来までのOLについても資産認識がなされるのである。なお、この「権利」と「物」の視点については、リース部分と非リース部分（サービス）を区分する際にも用いられている。リースを含んだ契約であると判定された場合、契約の中に含まれるリース部分と非リース部分（サービス）を区別して会計処理することが求められている（複数のリース構成部分を区分する場合もあり、その場合も同様の規定で判断される）が、リースの場合は、顧客（借手）が資産の使用を支配しているのに対し、サービスの場合は、サービスの供給者が資産の使用を支配しているのであり、また、サービスではサービスの提供に使用される資産が特定されないものが多く、対象資産が特定されないということは「使用権」の移転もないと考えるのである⁹。ただ、このように「特定資産の支配」を「他とは区別された特定物の支配」と考えることについては、使用する対象となる資産の内容が特定されていればそれで足りるのではないかという踏み込んだ指摘もあり¹⁰、「物」の特定をどのように捉えるかについては、今後さらに議論が必要となるのではないかと思われる。

2.2. IFRS16における貸手のリースの分類

今回のリース会計改訂の大きな目的が、すべてのリースを借手の財務諸表上でオンバランスさせることであったことから、上述したように、IFRS16におけるリースの捉え方が、借手におけるリースの捉え方に直結しているといえるだろう。結果的に、借手においては、IASBより昨今新たに公表される基準において多く用いられている考え方である財務構成要素アプローチがとられることとなった。では次に、貸手のリースの分類についてみてみる。

IFRS16では、貸手の会計処理は、IAS17の会計処理が踏襲されている。IAS17では、借手もFLとOLにリースを分類するので（二つの会計モデルを適用している）、借手の会計処理と整合するように貸手の会計処理が定められていた。すなわち、二つの会計モデルとし、FLでは、借手がリース資産および将来の支払リース料に対する負債を認識することから、貸手はリース債権を認識する。一方で、OLでは、双方の当事者がリースを未履行契約¹¹として取扱い、貸手および借手は、リース料をリース期間にわたって原則として定額で、それぞれ収益・費用として認識し、リース資産については、貸手が認識し続けるとされていた。

IFRS16においては、借手には単一の会計モデルが適用されているが、貸手は、リース契約日において、リースをFLとOLのいずれかに分類する（二つの会計モデルを適用している）。原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてが、リースを通して貸手から移転する場合、貸手はこれをFLとして会計処理する。それ以外のリースについては、OLとして会計処理する（IFRS16.61, 62）。このFLとOLの分類については、米国基準や日本基準のように数値基準によって行われるのではなく、実質的な判断により行われることになるが、この点はIFRS（原則主義）の特徴といえる。なお、既述のように、リース会計の改訂は借手会計を中心に行われ、貸手会計の大幅な見直しは結果的に行われていない。これはIFRSのみならず米国の会計基準においても同様である。そのため、IAS17と従来の米国基準におけるリースの分類の違いは残ることになったが、その点に関してはここでは扱わないこととする。

借手の会計処理においては、財務構成要素アプローチがとられているのに対して、貸手の会計処理においては、従来からのリスク・経済価値アプローチが引き継がれていることについて、図表1中のニューアプローチが財務構成アプローチを採った理由等を用いて検討する。

ニューアプローチでは、リース契約の各構成要素（財産使用权、更新・解約・購入選択権・偶発リース料など）に対する支配が移転したか否かが問題となり、分離把握された各構成要素が、借手と貸手のいずれかに帰属す

るかを決定したうえで認識・測定の対象とすることが可能となる。たとえば、更新選択権や購入選択権について、その権利行使が合理的に確実視できる場合に限り、借手が更新期間のリース料と購入選択権の行使価額をリース資産・負債に含めて一括計上することを要求する現行アプローチ¹²に比べ、ニューアプローチでは、更新選択権や購入選択権が重要な価値を有しており、かつ、信頼性をもって測定し得る場合、借手はリース資産として計上されている使用権とは分離し、独立した別の資産（金融商品）の取引として認識することになる¹³。

G4+1による報告書は、貸手が、リース物件を借手に引き渡す行為と引き換えに、リース料を収受する権利を得ることから、貸手はリース資産の全部または一部の認識を中止して、それを金融資産であるリース債権として認識するとしている。また、リース期間終了後にリース資産の返還を受ける権利を有するため、それを非金融資産である残価持分として別建て表示することを提案している¹⁴。

リース契約は、金融商品として取り扱われているわけではないものの、契約から分離すれば、単独で金融商品となりうる権利義務が集合したものであると捉えることもできる。しかしながら、IFRS16においては、今回、借手に財務構成要素アプローチがとられているものの、購入選択権等を使用権資産と別計上することは要求されていない。財務構成要素アプローチを採用したことにより、使用権という「権利」をリース資産本体から分離して考えることができるようになったわけだが、その目的はすべてのリースをオンバランス化することに主眼を置いたものであって、リース取引を使用権の移転を中心とする金融商品の譲渡取引と捉えることに主眼を置いたものではないのではないだろうか¹⁵。もしそのように捉えるのであれば、少なくとも、貸手においても財務構成要素アプローチがとられなければならないだろう。どちらのアプローチをとるのかということは、リースに関する資産・負債を借手と貸手のいずれに帰属するのかという部分にも関わる問題であるため、本来であれば、リース会計として、

どちらかのアプローチに統一されるべきであろう。しかし、IFRS16の規定上は、オプションである更新選択権や購入選択権などを別途計上する会計処理を求められているわけではないので、そうした点に関しては少なくとも、アプローチが借手と貸手で統一されていないことの影響は少ないのではないかと考える。

3. 借手と貸手の会計処理の整合性について

3.1. IFRS16における貸手の会計処理(当初認識時および事後測定の会計処理)

FLの貸手は、リース開始日において、リースに提供された原資産の認識を中止し、代わりにFLにより保有する資産を「未収金」として、正味リース投資未回収額に等しい金額で財政状態計算書に認識する(IFRS16.67)。ここで、正味リース投資未回収額とは、リース料総額の未収分及び貸手に帰属するリース対象資産の無保証残存価値の合計をリースの計算利子率で割り引いた現在価値である。リースの計算利子率の設定上、リース開始日前の前払リース料などがないとすると、リース開始日時点における正味リース投資未回収額は、原資産の公正価値と貸手の当初直接コストの合計に等しくなる。なお、FLの貸手は、リース対象資産の認識を中止し、代わりに未収金を計上する結果、リース対象資産の帳簿価額が公正価値と乖離しているような場合には、その差額は取組利益として一括で損益に計上する。すなわち、原資産を公正価値で売却した場合と同じ会計上の効果が発生する。

事後測定では(当初認識後は)、リース料の受取りに応じて借手から債権の回収を認識し、一方で、時の経過に合わせて、現在価値で計上されている正味リース投資未回収額を一定の利率で割り戻すことで金融収益を認識する(IFRS16. 75, 76)。すなわち、利息収益額は正味リース投資未回収額にリースの計算利子率を乗じて計算する。結果として、リース期間にわたって、無保証残存価値部分からも利息収益が計上されることになる。なお、正味リース投資未回収額は時の経過とともに割り戻されるが、借手に対する債権であるリース料総額部分はリース料の回収を通じて減っていくため、最終的に無保証残存価値部分のみが残ることになる。

3.2. IFRS16 における借手と貸手の仕訳について

借手と貸手の会計処理の整合性についての検討するにあたり、まず、図表 2 で IFRS16 における借手と貸手の仕訳を確認する。

図表 2 借手と貸手の仕訳

借手			
<u>当初認識時</u>			
(借) 使用権資産	×××	/	(貸) リース負債 ×××
<u>事後測定</u>			
(借) リース負債	×××	/	(貸) 現金預金 ×××
支払利息	×××		
(借) 減価償却費	×××	/	(貸) 使用権資産 ×××
貸手			
FL			
<u>当初認識時</u>			
(借) 未収金	×××	/	(貸) 原資産 (リース対象資産) ×××
<u>事後測定</u>			
(借) 現金預金	×××	/	(貸) 未収金 ×××
			金利収益 ×××
OL			
<u>当初認識時</u>			
(借) 現金預金	×××	/	(貸) 受取リース料 ×××
<u>事後測定</u>			
(借) 減価償却費	×××	/	(貸) 原資産 (リース対象資産) ×××

図表 2 にあるように、リースの借手は、リースの開始日に使用権資産とリース負債を財政状態計算書に認識する。事後測定では、リース負債からは実効金利法にもとづく支払利息が計上され、支払ったリース料と支払利息の差額分を元本返済分としてリース負債を減額する。また、使用権資産の減価償却を行う。一方で、リースの貸手については、既述のように、原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてが、リースをとおして貸手から移転する場合は FL として会計処理する。その場合、借手では使用権資産という「権利」が認識されるものの、原資産のほとんどすべては借手に移行したと考えられるため、貸手側では、原資産をオフバランスするとともに、リースに関する債権部分を未

収金として計上する。事後測定では、未収金からは実効金利法にもとづく金利収益が発生し、受け取ったリース料と金利収益の差額分を元本回収分として未収金を減額する。また、OLについては、原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてが貸手に残るため、貸手が原資産を引き続き認識し、原資産の減価償却を行うとともに、受取りリース料を収益認識する。

このように仕訳を考えると、借手において単一の会計モデルである使用权モデルがとられたものの、使用权が「権利」であるということを活かすことにより、従来までのOLに関して、借手におけるオンバランス化を実現するだけでなく、借手と貸手において資産が二重に計上されないような仕組みとなっている。すなわち、OL（貸手の分類）において、借手に認識される資産は「権利」である使用权であり、貸手に引き続き認識される資産は「原資産」であるリース対象資産ということになる。このように考えると、IFRS16において、借手と貸手の会計処理は整合性がとれているものと思われる。では、どのような点が借手と貸手の会計処理の整合性に関して論点となるのであろうか。IFRS16では、IASBの審議会メンバー14名のうち、1名（張為国氏）の「貸手の会計処理」と「少額資産のリース」について反対意見が記載されている。その内、「貸手の会計処理」に対する反対意見から、借手と貸手の会計処理の整合性に関する論点を整理・検討する。

3.3. 借手と貸手の会計処理の整合性に関する論点とは

張氏による反対意見を要約すると次のようになると思われる。第一に、借手と貸手に対して、完全に対称となる会計処理を求めている。すなわち、借手において使用权資産とリース負債（債務）が常に認識されるのであれば、貸手においては（原資産の）残存資産とリース債権が常に認識されるべきであるとしている。第二に、貸手におけるリース債権と残存資産を別々に認識することにより、リース債権の金融資産としてのリスク情報を、原資産からのリスク情報とは別途計上することができるため、貸手の財務諸表利用者に対し、有用な情報を提供できるとしている。第三に、貸手の会計処理を単一の会計モデルとすることにより、異なる方法で会計処理したように操作される可能性がなくなると

している（IFRS16.DO2～3 より要約を作成）。なお、第一の意見と第二の意見については、貸手がリース債権とは別に残存資産を認識すべきであるかという問題に集約されると考える。貸手において、債権と残存資産を区分して認識すべきであるのか、単一の会計モデルを適用すべきであるのかという二点について、以下では、これまでのリース会計改訂プロジェクトでの議論を振り返り考察する。まず、これまでのリース会計改訂プロジェクトの経緯を図表3で概観する。

図表3 リース会計改訂プロジェクトの経緯

- ・2009年3月19日 ディスカッション・ペーパー公表
使用権モデルの提唱
- ・2010年8月17日 公開草案公表
借手：単一の会計モデル（使用権資産モデル）
貸手：二つの会計モデル（履行義務アプローチ、認識中止アプローチ）
 - ・原資産に関連する重要なリスクまたは便益が貸手にとどまるか否かに基づくリース分類（貸手のみ）
- ・2013年5月16日 改訂公開草案公表
借手：二つの会計モデル（2種類の使用権資産モデル）
貸手：二つの会計モデル（債権・残存資産モデル、OL類似アプローチ）
 - ・原資産の種類及びリースを通じた経済的便益の費消割合に着目する、借手・貸手共通のリース分類
- ・2016年1月13日 最終基準書公表
借手：単一の会計モデル（使用権資産モデル）
貸手：二つの会計モデル（IAS17の会計処理を踏襲）
 - ・原資産の所有に係るリスクと経済価値の移転の有無に基づくリース分類（貸手のみ）
 - ・借手の負債計上の対象は、リース継続が合理的に確実な期間における固定リース料及び一部の変動リース料
- ・2019年1月～ 適用開始

（出典：あずさ監査法人，2016，図表 1-2 本稿の論点に関連する部分を抜粋するとともに、一部の表現を本稿の表現に合わせて変更している。）

なお、対称性のある会計処理、すなわち、貸手にリース債権と残存資産を認識することを要求する会計処理は、2000年のG4+1のポジション・ペーパーにおいても提案されている¹⁶。また、図表3にあるように、リース会計改訂プロジェクトにおいては、借手の会計処理と同時に貸手の会計処理について検討が行われてきているが、2010年の公開草案（Exposure Draft：ED）、さらには2013年のEDにおいても、貸手の会計処理として、残存資産を別計上とする会計処理が提案されている。2010年EDの認識中止アプローチと2013年EDのタイプAリース（図表3にあるように、2013年EDでは、リースを原資産の種類を通じた経済的便益の消費割合に着目して、借手・貸手共通のリース分類を行っており、リースをタイプAとタイプBに分類している）の会計処理である債権・残存資産アプローチがそれに該当し、それらの会計処理は基本的な考え方を一にしている¹⁷。そのため、本稿ではより新しい2013年EDにおける議論を通じて、IFRS16において残存資産がリース負債（債権）とは区別されて認識されることとはならなかった理由について、借手と貸手の会計処理の整合性という観点から振り返り・考察をすることとする。なお、上述したように、2013年ED（借手と貸手）とIFRS16（貸手）では、リースの分類方法が異なっているので、分類方法に関する部分については扱わないこととするが、借手の会計モデルとの整合性という点から、単一の会計モデルを貸手についても適用すべきであるかということに関連するもので、リースの分類の部分で扱われていると思われるところについては、併せて取り扱っていくこととする。

3.4. 2013年EDにおいて貸手に提案された債権・残存資産モデル

2013年EDにおける債権・残存資産モデルでは、リースの貸手は、リース開始日にリースに供された原資産の認識を中止し、借手に対するリース債権（原則としてリース料総額の現在価値）と、リース対象資産について貸手が保持している権利を表象する残存資産とを認識する。リース債権と残存資産は、貸手の財政状態計算書上でリース資産として認識される。

リース開始日時点（当初認識時）で、リース対象資産の公正価値がその帳簿価額を上回る場合、その差額のうちリースに対応する部分はリース開始日に取

益計上し（取組利益）、残りは未稼得利益として繰り延べられる。この未稼得利益は、総額残存資産に対応する利益相当額であり、残存資産は、総額残存資産から未稼得利益を控除して算定される。すなわち、当初認識時の利益は、リース債権に対応する部分はリース開始日に認識され、総額残存資産に対応する部分は未稼得利益としてリース資産（残存資産部分）から控除される。

当初認識後は、リース料の受け取りに応じてリース債権の回収を認識し、一方、リース債権残高に対して利回りが一定となるように利息収益を計上する。同時に、現在価値に割り引いた総額残存資産を、リース期間を通じて割り戻し、増加させていくことにより利息収益を認識する¹⁸。

3.5. 2013年EDにおいて貸手に提案された債権・残存資産モデルおよび貸手に単一の会計モデルではなく二つの会計モデルを適用するとしたことに対して寄せられたコメントをもとにした論点の整理・検討

2013年EDについて、同年にASBJが募集したコメントの中で、債権・残存資産モデルおよび貸手に単一の会計モデルではなく二つの会計モデルを適用することに対して（関連して）寄せられた内容をもとに論点を整理・検討する。

第一に、債権・残存資産モデルの複雑性への指摘がある。原資産（リース対象資産）の公正価値をリース開始日時点で計算しなければならないことや、リース開始日に、原資産の公正価値が帳簿価額よりも高い場合は、利益を計上することへの反対意見もあったが、これらについては、IFRS16においても結果的に同様の処理が要求されている。これは、原資産を製造会社から一括で割安調達する場合や、購入してからリースの開始までに一定の時間が経過している場合、原資産の帳簿価額とその公正価値の差額は、リース会社にとって売買損益であり、ファイナンス活動の対価として得られるものではないと考えられるため、取組利益として金利収益とは区別されるからである¹⁹。そのため、指摘されている複雑性として残る問題としては、当初認識時の利益を取組利益と未稼得利益とに按分する計算にあるものと考えられる。原資産の公正価値と帳簿価額の差額に、リース債権（リース料総額の現在価値）の原資産の公正価値に対する比率を掛け合わせて取組利益を算定し、その取組利益を、原資産の公正価

値と帳簿価額の差額から差し引くことで未稼得利益を算定するとされており、指摘されているように、算定に手間がかかるものと思われる。また、非金融資産である残存資産から、利息を認識して帳簿価額を増加させるという割引の巻き戻しの処理をすることについて、他の非金融資産に適用される方法とは異なっており、現行の枠組みの中では馴染みがないとの指摘もあった。ただ、この点は、2010年EDにおいて問題となっていた、残存資産を再測定しないことにより、残存資産がリース期間中は不自然に低い金額で測定され、その後のリース期間終了時に売却された場合に不自然な利益が認識されるという問題に対応したものとして一定の理解も得られていた²⁰。

第二に、残存資産の重要性への指摘があげられる。複雑な計算をしてまで、リース債権と区別して残存資産を認識する必要があるのだろうかという疑義である。借手と完全に対称となる会計処理を貸手にも求めるのであれば、貸手についても従来のFL、OLの区別をなくす、すなわち、従来のFL、OLのいずれにも債権・残存資産アプローチを適用するということになる。しかし、まず、従来のFLについては、そもそも残存資産の重要性は乏しく（これは、IAS17のもとにおけるFLは、資産の所有に伴うリスクと経済的便益を実質的にすべて移転するリースだからであると思われる）、また、従来の会計処理と債権・残存資産アプローチの会計処理とで、期間損益の差異はほとんど生じないにもかかわらず、計算は煩雑であるとの指摘があった。また、従来のOLについては、貸手は原資産の一部を使ってリースの収益を得て、残存資産部分については、再度のリースや自己使用、あるいは売却によって収益を得るのであるから、原資産全体でどれだけ利益を上げているのかを示すこと（すなわち、原資産の費消に応じて経済的耐用年数にわたり減価償却を行うとともに、原資産の費消の結果獲得された経済的便益をリースの収益として認識すること）こそが、その経済的実態を忠実に表現することにつながるとの指摘があった²¹。

第三に、借手のリースと貸手のリースの対称性は必要ではないのではないかと指摘がある。ここでの対称性というのは、借手と貸手において、単一の会計モデルもしくは二つの会計モデルが統一して適用されるという意味合いであり、主にリースの分類に関する部分でコメントされている。借手とは異なり、

貸手は、使用権資産部分だけでなく、原資産の残存資産のリスクにも関与することから、借手と貸手では異なるリスクを取り扱っており、借手と貸手の分類が対称である必要性はないだろうという指摘である。また、貸手にとっては収益認識に関する問題が主となるのに対し、借手にとっては費用配分の問題が主となるため、必ずしも同一の問題ではないという指摘もある。ただ、対称性に関しては、OL（2013年EDでいうタイプB）における貸手の会計処理について、借手に要求されるアプローチとの整合性に触れ、借手と同様に追加的な検討が必要との指摘もあった²²。

第四に、従来（IAS17の）会計処理における問題点は特段確認されていないとの指摘である²³。これは、別の言い方をすれば、従来（IAS17の）貸手の会計処理は、貸手の経済的実態を表しているということでもあるだろう。また、貸手については、借手における資産・負債の認識を回避する実務のような問題点はなかったということであろう。

ここでは、貸手において、債権・残存資産モデルが結果的に採用されなかった理由および貸手に単一の会計モデルを適用しなかった理由を探った。第一に、この議論は、リースの経済的実態をどのように捉えるのかという点につながるのではないと思われる。貸手にとっては、従来のように、FLとOL（分類の方法も含めて）に分類し、FLにおいては売買処理、OLについては賃貸借処理とすることが、リースの経済的実態を忠実に表すと判断された。一方で、借手については、従来（OL）について、賃貸借処理から売買処理へと捉え方を変更することが、経済的実態を忠実に表すものと判断されたということである。それは、使用権資産という「権利」の概念を活かすことで、従来までの、物を借りてそれを現金や別の物に変えずにそのまま返す時は、借りた物を資産に含めることなく、支払った賃借料だけ費用として処理してきたことからの転換である。借手における従来（OL）に該当する取引の経済的実態は、賃貸借ではないかという意見もあるだろうが（従来まではそのように捉えられてきており、また、Topic842においてもそのように捉えられているものと考えられる）、従来（借手）のFLを売買処理と捉えてきたこととの同一性を重視して、経済的実態の捉え方を変更したともいえるのではないだろうか。そのように考えると、従来（OL）について、借手において

売買処理で、貸手において賃貸処理と捉えるということになるが、これを可能にしているのも、使用権資産という「権利」の概念であるといえるだろう。リース取引が様々に持っている特徴のうち、どの点に着目をして、どのように本質を捉えるのか、現在の経済環境に照らして最も経済的実態に合致している捉え方をしようとしたときに、時の判断として、上記の捉え方が最も合致しているという判断に至ったということなのではないだろうか²⁴。

第二に、既述したように、借手において使用権資産という「権利」の概念が導入されたことにより、財務構成要素アプローチがとられることになったが、実質的には借手においても単一資産負債アプローチとなっているように、貸手がリスク・経済価値アプローチであっても、整合性がとれているということではないだろうか。貸手において、IFRS16では、FLと判定された取引について、残存資産に相当するリース物件の見積残存価値は、借手から受け取るリース料総額とともに現在価値に割引かれ、合わせて未収金として認識される²⁵。この未収金は、国際財務報告基準9号「金融商品」（以下：IFRS9）の金融資産の認識の中止および減損の規定を受ける。すなわち、金融商品としての取扱いとなるわけだが、貸手においてFLと判断される取引は、リスクと経済価値のほとんどが借手に移転しているので、残存資産の情報としての価値が少ないといえるということだろう。その部分を、財務構成要素アプローチを導入し、非金融資産の情報として記載したとしても、その情報の重要性は乏しいのではないかと判断されたものと思われる。なお、従来の（IAS17の）貸手のリースに関しては、特に、OLに分類されていた設備や車両リースについて、信用リスクや原資産の残存資産に対するエクスポージャーに関する適切な情報を提供していないという批判があったが、その点については、IFRS16は、貸手のリスク・エクスポージャーに関して拡充した開示を要求することを改善点として優先させている（IFRS16. BC3, 4）。

第三に、会計基準が有効に機能するために、実務との融和を図る必要があったということである。残存資産の会計処理として提案された内容は、複雑で手間がかかるという意見があったという点は、少なからず判断に影響を及ぼしていると思われる。

3.6. IFRS16 におけるサブリースに関する指摘についての検討

サブリース（転リース）とは、貸手から借手にリースされたリース対象資産を、借手（中間的な貸手）から第三者（エンドユーザー）に転貸リースする契約をいい、かつ、当初の貸手と借手の間のリース契約（ヘッドリース）も有効である取引をいう。

サブリースに関して、借手と貸手の会計モデルに対称性が図られなかったことにより、ヘッドリースとサブリースとで損益にミスマッチが生じる可能性があることが指摘されている。これは、サブリースが OL に該当する場合に起こりうる。すなわち、ヘッドリースの借手（サブリースの貸手）は、ヘッドリースにおける借手としては、使用権を減価償却し、リース負債からは実効金利法における支払利息を認識する。一方で、サブリースにおける貸手としては、OLなので、通常は定額法でリース料を収益として認識することになる。すなわち、当初期間では転貸鞘が圧縮され、時の経過とともに転貸鞘が増加するという構造となり、仮に、サブリースから一定の転貸鞘を確保していたとしても安定的な収益の確保として包括利益計算書には表れてこないということが指摘されている²⁶。

IFRS16 では、サブリースの貸手としてのリース分類は、米国基準とは異なり、リース対象資産ではなく、使用権資産のリスクと経済価値のほとんどすべてが移転するかどうかという観点から行われるので、OL に分類される範囲は以前よりも減るのではないかとは思われるものの、状況としては想定されるものであり、何らかの補足的な開示は必要となるだろう。中間の貸手は、サブリースの収益とヘッドリースの費用の相殺は禁止されるものの、全体としての利益は徐々に増える形で表現されることになるので、補足する定性的な開示は必要と思われる²⁷。

なお、この問題は、米国基準のもとでも発生するものと考えられる。Topic842 では、IFRS16 とは異なり、借手の会計処理（事後測定）に二つの会計モデルを採用している。OL に分類された場合にも、使用権資産の認識はされるものの、FL（Topic842 では、FLではなく、販売型リースと直接金融リース）とは異なり、リース費用として当期に計上すべき金額を算出したうえで、そのような額

のリース費用を生じさせるように使用権資産を逆算で減価させる方法をとっている。すなわち、OLでは、リース費用が定額で計上される仕組みになっている（この計算構造については、理論的な裏付けができないとされるものの、借手におけるOLは、リースの経済的実態としては賃貸借取引であると捉え、そのことを重視していると考えられている）。販売型リースと直接金融型リース、OLの分類は、借手と貸手で同様に行われるわけだが、ヘッドリースとサブリースはあくまでも別契約であり、ヘッドリースとサブリースとで異なるリース分類となる可能性があるため、既述のような問題は米国基準においても発生するものと思われる。このようなサブリースにおける損益のミスマッチの問題が発生しないようにするためには、借手の会計処理と貸手の会計処理において、単一の会計モデルを適用するという意味での対称性を確保する必要があるだろう。

4. むすび

本稿を通じて、IFRS16において、借手と貸手の会計処理の整合性に問題が生じているのかどうか、あるとすればどのような（性質の）問題であるのかについて、整理し検討した。筆者が見たリースプロジェクト（それ以前のオンバランス化の議論に関するものも含む）の文献等においては、少なくとも、貸手の会計処理は借手の会計処理と同様に議論されることが望まれ、実際に議論が重ねられてきている。IFRS16において、借手と貸手の会計モデルが完全に対称性を持っていなくても、理論的に説明が可能である基準が作成されたのは、使用権資産という「権利」の概念が導入されたことが大きいといえる。だがしかし、正確な意味で理論的と考えた場合、これは直感的にともいえるが、借手と貸手には単一もしくは二つの会計モデルのいずれかが統一して適用されるという意味での対称性と、また、具体的な会計処理においても、借手に使用権資産（権利）とリース債務が計上されるのであれば、貸手には残存資産とリース債権が認識されるべきであるという意味での対称性を持った基準が適用されるべきなのかもしれない。しかしながら、この問題は、多様な特徴を持っているリース取引をどのように捉えるべきであるのかということにも最終的には関

係してくるものであり、現在の経済的な環境に照らして、実態を忠実に表現する会計モデルを選択することの整合性を図る必要があるだろう。すなわち、どちらが正しくて、どちらが間違っているという類の問題ではなく、あくまでも現在の状況（実務との融和も含め）に照らした、総合的な判断の問題であると考えられる。たとえば、将来的に経済環境が変化し、貸手においても、単一の会計モデルや財務構成要素アプローチを導入することが、経済的実態を忠実に表現するということになれば、その時に改めて議論が行われていくことになるのではないだろうか。

注

- 1 リースが正式に議題として取り上げられ、共同プロジェクトとして開始されたのが 2006 年である。それ以前からリースのオンバランスをめぐる議論は展開されているが、本稿では、2006 年以降の議論（共同プロジェクトでの議論）を中心に取り上げる。
- 2 [2018]『旬刊経理情報』No.1503, 中央経済社, 6-7 頁
- 3 リース契約を締結した場合には、借手は、対象資産を一定期間使用する権利（使用权）を獲得することと引き換えに、リース料を支払う義務を引き受ける。リース契約に基づく権利と義務は、いずれも過去の事象の結果として企業が支配するか、あるいは義務を負い、そこから将来の経済的便益の流入が生じる点で概念フレームワークにおける資産と負債の定義を満たすと考えられている。（橋本尚・山田善隆 [2017] 368 頁）
- 4 菱山淳 [2016] 9 頁
- 5 PwC あらた監査法人 [2016] 28 頁
- 6 G4+1（FASB、英国会計基準審議会（ASB）、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドに国際会計基準委員会（IASB）が加わった共同研究グループ）より公表された 2 つの報告書。スペシャル・レポート「リース会計：新たなアプローチーリース契約から生じる資産および負債の借手による認識」（1996 年）、ポジション・ペーパー「リース：新たなアプローチの適用」（2000 年）
- 7 IFRS16 に減価償却方法の直接的な規定はなく、IAS16 に基づき、首尾一貫した方法を会計方針として選択する必要がある。通常は定額法が採用される。
- 8 財務構成要素アプローチ（G4+1 の報告書では「構成要素アプローチ」とは、リースにともなう資産および負債を構成要素に分解し、各構成要素の支配が他社に移転した段階で、当該構成要素の消滅を認識し、貸借対照表から除くとともに、留保される構成要素はその存続を貸借対照表で認識するアプローチをいう。一方で、リスク・経済価値アプローチとは、リースにともなう資産または負債のリスクと経済価値のほとんどすべてが実質的に他社へ移転した段階で、当該資産または負

- 債の消滅を認識し、貸借対照表から除くアプローチをいう。(佐藤信彦・角ヶ谷典幸編著 [2009] 48, 53 頁)
- 9 あずさ監査法人 [2016] 25 頁
 - 10 佐藤信彦 [2016] 57 頁
 - 11 未履行契約であるといことを理由として、会計上の認識の対象とされないかと判断することについては議論の余地があるものと思われるが、少なくとも従来までの会計慣行では、会計上の認識の対象とはされていない。その論拠については、茅根 [1998] 173-174 頁を参照されたい。
 - 12 ここでの現行アプローチは、従来のアプローチである IAS17 等を指している。
 - 13 佐藤信彦・角ヶ谷典幸編著 [2009] 53 頁
 - 14 井上雅彦 [2017] 300 頁
 - 15 この点に関して、佐藤信彦教授(熊本学園大学)は、借手において、財務構成要素アプローチがとられながらも、単一資産負債アプローチがとられていることについて矛盾を指摘されている。財務構成要素アプローチと単一資産負債アプローチとは、決して相いれない考え方ではないが、そもそもリースについて財務構成要素を細分化することが、投資家の意思決定にとって有用であるのかを考える必要性があるのではないかと指摘されている。(佐藤信彦 [2016] 57 頁をもとに作成)
 - 16 茅根聡 [2002] 15-18 頁を参照されたい。
 - 17 山崎尚 [2015] 302-306 頁
 - 18 あずさ監査法人 IFRS 本部 [2013] 19-20 頁
 - 19 あずさ監査法人 [2016] 75 頁
なお、リース会社が借手の依頼により特定の資産を他社から購入し、これを借手にリースするような場合には、取得時の購入価額とその時点における公正価値は通常等しいと考えられるため、取組利益も発生しないものと考えられる。(あずさ監査法人 [2016] 75 頁)
 - 20 一般社団法人日本貿易会 [2013] 3 頁、日本経済団体連合会 [2013] 8 頁、日本公認会計士協会 [2013] 4-5 頁、山崎尚 [2015] 302-306 頁
 - 21 公益社団法人リース事業協会 [2013] 6-7 頁
 - 22 一般社団法人全国銀行協会 [2013] 2 頁、ASBJ [2013d] 6, 10 頁、日本公認会計士協会 [2013] 5 頁
 - 23 日本経済団体連合会 [2013] 8 頁
 - 24 斎藤静樹 [2016] 134 頁、佐藤信彦・角ヶ谷典幸編著 [2009] 27-28 頁
 - 25 山崎尚 [2015] 304 頁
 - 26 あずさ監査法人 [2016] 179-185 頁、井上雅彦 [2017] 369-372 頁
 - 27 あずさ監査法人 [2016] 185 頁、PwC あらた監査法人 [2016] 174 頁

参考文献

- ・あずさ監査法人 IFRS 本部 [2013] 「IFRS の改訂リース会計(案)～公開草案「リース」の解説」
- ・あずさ監査法人 [2016] 『図解&徹底分析 IFRS 「新リース基準」』, 中央経済社
- ・あずさ監査法人・山田辰巳編集 [2016] 『詳細解説 IFRS 実務適用ガイドブック(第2版)』, 中央経済社

- ・一般社団法人全国銀行協会 [2013] 「国際会計基準審議会 (IASB) 公開草案「リース」に対する意見について」
- ・一般社団法人日本自動車リース協会連合会 [2013] 「改訂公開草案「リース」に関するコメント (自動車リースの観点から)」
- ・一般社団法人日本貿易会 [2013] 「IASB 公開草案「Leases」に対するコメント」
- ・井上雅彦 [2017] 『キーワードでわかるリースの法律・会計・税務』, 税務研究会出版局
- ・河野明史・下村昌子編著 [2017] 『IFRS「新収益認識」の実務 影響と対応』, 中央経済社
- ・企業会計基準委員会 (ASBJ) [2013d] 「改訂公開草案「リース」に対するコメント」
- ・公益社団法人リース事業協会 [2013] 「改訂公開草案「リース」に対する見解」
- ・斎藤静樹 [2016] 『企業会計入門 考えて学ぶ補訂版』, 有斐閣
- ・佐藤信彦・角ヶ谷典幸編著 [2009] 『リース会計基準の論理』, 税務経理協会
- ・角ヶ谷典幸 [2015] 「リース」佐藤信彦・河崎照行・齋藤真哉・柴健次・高須教夫・松本敏史編著, 『財務会計論Ⅱ〈応用論点編〉第9版』, 中央経済社
- ・佐藤信彦・河崎照行・齋藤真哉・柴健次・高須教夫・松本敏史編著 [2015] 『財務会計論Ⅱ〈応用論点編〉第9版』, 中央経済社
- ・佐藤信彦 [2016] 「IFRS16号「リース」の概要と特徴」『産業経理』Vol.76 No.2, 産業経理協会
- ・佐藤信彦 [2017] 「リース会計再考ーリース契約に含まれるサービス構成要素の取扱いを中心にしてー」『会計監査ジャーナル』No.747 Oct, 日本公認会計士協会出版局
- ・[2018] 『旬刊経理情報』No.1503, 中央経済社
- ・茅根聡 [1998] 『リース会計』, 新世社
- ・茅根聡 [2002] 「リース会計基準の行方ーG4+1 ポジション・ペーパーの提案に焦点を当ててー」『会計』第161巻第1号
- ・辻山栄子編著 [2015] 『IFRSの会計思考』, 中央経済社
- ・日本経済団体連合会 [2013] 「改訂公開草案「リース」に対するコメント」
- ・日本公認会計士協会 [2013] 「IASBの改訂公開草案「リース」に関する意見の募集に対する意見」
- ・橋本尚・山田善隆 [2017] 『IFRS基本テキスト第5版』, 中央経済社
- ・長谷川茂男 [2016] 『米国税務会計基準の実務 (第9版)』, 中央経済社
- ・林達夫 [2013] 「リース会計基準の新公開草案 (旧公開草案からの変更)」『企業会計』Vol.65 No.9, 中央経済社
- ・菱山淳 [2016] 「新リース会計基準のもとでのリース取引の判断 (1)ーIAS17のもとでのIFRIC解釈指針第4号との比較検討ー」『専修大学 会計学研究所報』No.31, 専修大学会計学研究所
- ・PwCあらた監査法人 [2016] 『実務入門 IFRSの新リース会計』, 中央経済社
- ・山崎尚 [2014] 「リースの貸手に対する使用権モデル適用に関する検討」『早稲田大学大学院商学研究科紀要』, 早稲田大学大学院商学研究科
- ・山崎尚 [2015] 「リースプロジェクト」辻山栄子編著, 『IFRSの会計思考』, 中央経済社
- ・IASB, International Accounting Standard Board [2013] *Exposure Draft(revised), Leases*, IASB (企業会計基準委員会 (ASBJ) [2013a] 「公開草案「リース」, 会計

- 基準委員会（ASBJ）[2013b]「結論の根拠 公開草案「リース」」、会計基準委員会（ASBJ）[2013c]「設例 公開草案「リース」」
- ・ IASB, [2016] *International Financial Reporting Standards 16, Leases*, IASB (IFRS 財団編 企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構監訳 [2016] 『IFRS 基準 2016』, 中央経済社)